

相談体制の体系(案)

低

支援ニーズ

高

校区圏域

民生・児童委員、子育て交流サロン、SSW など

地域子育て支援拠点(子どもプラザ) 14か所

拡充

地域子育て相談機関 (国の目安: 中学校区に1か所程度)

相談助言 (関わり方、情報提供)
継続相談・サービス利用支援など

区と連携
して対応

区の進行管理ケース

(特定妊婦、要支援・要保護児童)

連携
引継ぎ

行政区圏域

区こども家庭センター (行政区に1か所)

母子保健部門

健康課

地域保健福祉課

児童福祉部門

家庭児童相談室

子育て支援課
(区要支協調整機関)

児相の進行管理ケース

(一時保護・代替養育児童含む)

連携
引継ぎ

全市圏域

児童家庭支援センター (現行計画: 行政区に1か所)

単独で対応
(継続相談など)

区と連携して対応、区からの依頼による相談

児相と連携
児相からの
指導委託

産前・産後母子支援センター (1か所)

区と連携して対応

児相と連携

連携
引継ぎ

※その他、障がい児の相談体制などがある

[行政区圏域]

基幹相談支援センター、計画相談事業所 等

[全市圏域]

療育センター、発達障がい者支援センター 等

こども総合相談センター (1か所)

区と連携して対応
区への指導委託